

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率</p> <p>二 単体Tier1比率及び連結Tier1比率</p> <p>三 単体普通出資等Tier1比率及び連結普通出資等Tier1比率</p> <p>四 単体及び連結における総自己資本の額</p> <p>五 単体及び連結におけるTier1資本の額</p> <p>六 単体及び連結における普通出資等Tier1資本の額</p> <p>七 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>九 〔同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p>

四|| [略]

五|| [略]

六|| [略]

七|| [略]

八|| 自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に  
関する開示事項

九|| 自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に  
関する開示事項

十|| [略]

十一|| [略]

十二|| 連結レバレッジ比率に関する事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に  
掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第五号に掲げる事項は別  
紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（  
連結自己資本比率を算出する場合にあつては、自己資本比率告示第  
十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限る。  
）により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項  
第九号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第  
十号に掲げる事項は別紙様式第四号により、それぞれ作成するもの  
とする。

3 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四  
半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商  
品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券

十一|| [同上]

十二|| [同上]

十三|| [同上]

十四|| [同上]

「号を加える。」

「号を加える。」

十五|| [同上]

十六|| [同上]

「号を加える。」

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に  
掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は  
別紙様式第六号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第七  
号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、自己資本比率告  
示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項は、第一面に限  
る。）により、同項第十五号に掲げる事項は別紙様式第四号により  
それぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる  
四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融  
商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証

<p>報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p>(別紙様式第八号) [別紙 1-1]</p> <p>(別紙様式第九号) [別紙 1-2]</p>	<p>券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p> <p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁・農林水産省告示第一号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した別紙様式を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(農林中央金庫における四半期の開示事項)            第五条 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。</p> <p>(農林中央金庫における四半期の開示事項)            第五条 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。</p>

<p>(別紙様式第三号) [別紙 2-1]</p> <p>(別紙様式第四号) [別紙 2-2]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁・農林水産省告示第三号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四第一号イの農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二十三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条（第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二十三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示</p>

第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第十一号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金」を資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」を資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第二十四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第十二号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金」を資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」を資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第九号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金」を資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」を資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第二十四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第十号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金」を資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」を資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

